

会計力向上応援保証

計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組む
中小企業・小規模事業者のみなさまを応援します！



基準保証料率から
最大15%
割引！



保証限度額 **1億円**
保証期間 **最長10年**

資金使途
事業資金
(運転・設備・借換)

次の要件を満たす方にご利用いただけます

要件

- ①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している
- ②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている

①及び②
に該当

保証料率
15%割引!

①または②
に該当

保証料率
10%割引!

取扱期限

令和3年3月31日まで



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

会計力向上応援保証の概要

本制度は、適時かつ正確な会計帳簿の作成を通じ、計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組む中
小企業・小規模事業者のみなさまに対して、低率の保証料率により資金供給を行うことで、みなさまの成長・発展を支援することを目的としています。

ご 利 用 いただける方	次に掲げる(1)または(2)の要件を満たす方 (1)「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している。 (2)税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている。 なお、個人事業主の場合は、申告区分が青色申告で貸借対照表を作成している方に限ります。		
保証限度額	1億円	責任共有制度	対象
対 象 資 金	運転資金、設備資金、借換資金	保 証 期 間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 ※据置期間12か月以内
貸 付 形 式	証書貸付、手形貸付		
返 済 方 法	一括返済、分割返済		
担 保	必要に応じて	保 証 人	原則として法人代表者のみ
貸 付 利 率	金融機関所定利率		
保 証 料 率	【両要件該当】0.382%~1.615%(基準保証料率から15%割引) 【一部要件該当】0.405%~1.710%(基準保証料率から10%割引)		
そ の 他	本制度所定の「『会計力向上応援保証』制度利用申請書兼資格要件申告書」を添付してお申込みください。		

保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

15%(両要件該当)または
10%(一部要件該当)割引

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
両要件該当	1.615%	1.487%	1.317%	1.147%	0.977%	0.850%	0.680%	0.510%	0.382%
一部要件該当	1.710%	1.575%	1.395%	1.215%	1.035%	0.900%	0.720%	0.540%	0.405%

「中小企業の会計に関する指針」とは

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会により平成17年8月に策定・公表されたもので、中小企業のみなさまが計算書類を作成するにあたり、拠るところが望ましい一定の水準を保った会計処理を示したものです。

「中小企業の会計に関する基本要領」とは

「中小企業の会計に関する検討会」(事務局:金融庁及び中小企業庁)により平成24年2月に策定・公表されたもので、中小企業者のみなさまの実態に配慮し、税制との調和や事務負担軽減の観点から、実務で必要と考えられる項目に絞って簡潔な会計処理等を示したものです。

「税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面」とは

税理士法第33条の2第1項に基づき、税理士が税務申告書の作成に際し、「計算し、整理し、または相談に応じた事項」を明らかにした書面です。
また、同書面を税務申告書に添付し、申告書の適正性を表明する制度を「書面添付制度」といいます。



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中!



本所

TEL.028-635-2121

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所

TEL.0284-70-6339

〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館

2020年3月発行